

(4) 千葉県松戸市「空き家の有効活用等に関する相談業務協定書」(1/5)

松戸市空き家の有効活用等に関する相談業務協定書

松戸市(以下「甲」という。)と一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会松戸支部(以下「乙」という。)は、松戸市空き家の有効活用等に関する相談業務(以下「相談業務」という。)について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 甲及び乙は、市民等から甲に寄せられた空き家の有効活用等に関する相談に対し、空き家の適正管理、有効活用及び解消を目的として、協力してこの相談業務を実施するものとする。

(相談員)

第2条 乙に所属する会員は、この相談業務の相談員として業務にあたるものとする。

(運営部会の設置)

第3条 乙は、相談業務の円滑な運営を図るため、運営部会を組織するものとする。

2 運営部会は、この相談業務の効果が高まるよう相談員に対し、業務の目的及び内容等を周知するものとする。

(業務の実施)

第4条 甲は、空き家の有効活用等に関する相談の申込みをする者(以下「相談者」という。)が乙との相談を希望する場合には、相談者の同意を得た上で、当該相談内容を乙に提供するものとする。

2 乙は、甲から提供された相談内容を元に、相談員を選定し、現地派遣等を行い、相談者に対し、次に掲げる情報提供に努めるものとする。

- (1) 空き家又は空き地の状態から活用方法等の提案
- (2) 賃貸、売買、適正管理等の取引動向
- (3) リフォーム、増改築、解体等の取引動向
- (4) 専門業種の紹介
- (5) その他相談内容に関する事項

3 乙は、簡易的な目視調査、相談者からの聞き取り調査、相談者への回答内容をまとめ、書面により、甲に報告するものとする。

(相談者への説明)

第5条 相談員は、この相談業務においては、中立的な立場で相談に応じ、一切の営業行為を禁止する。

2 相談員は、相談者から詳細な調査等を要求された場合には、有料となることがある旨を事前に相談者に伝えるものとする。

千葉県松戸市「空き家の有効活用等に関する相談業務協定書」(2/5)

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲乙のいずれからも解除の申出がないときは、満了の翌日から1年間継続することとし、以後も同様とする。

2 甲及び乙は、期間途中でこの協定を解除する場合は、解除の日の1か月前までに申出を行うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第7条 乙は、乙の会員以外の第三者に対し、協定事項の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの協定に基づいて生ずる権利義務を譲渡してはならない。

(秘密の保持)

第8条 乙及び相談員は、この相談業務に関して知り得た個人に関する情報を他に漏らし、又は利用してはならない。

2 乙及び相談員は、前項のほか、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(業務に係る協議)

第9条 甲及び乙は、相談業務に関して、業務の拡充、円滑な運用等に係る事項について協議するものとする。

(定めのない事項等)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年5月10日

甲 松戸市根本 387 番地 5
松戸市
松戸市長

乙 松戸市上本郷 1 丁目 3185 番地
一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会
松戸支部
支部長

別 記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1条 乙は、この協定に基づく業務の遂行に際しては、個人情報の保護の重要性を認識するとともに、松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和63年松戸市条例第10号）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 乙は、この協定に基づく業務の遂行に際して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正な管理）

第3条 乙は、この協定に基づく業務の遂行に際しては、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、相談業務に係る個人情報を適正に管理するため、個人情報管理責任者を設置し、甲にその旨を報告しなければならない。

（従事者の監督）

第4条 乙は、相談業務に従事する者に対し、在職中及び退職後において、相談業務による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第5条 乙は、この協定に基づく業務を遂行するに当たり、個人情報を収集する必要がある場合は、当該業務を遂行するために必要な範囲内で収集するものとする。

2 乙は、相談者から個人情報を収集する場合には、本人の同意を得るほか、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用の禁止）

第6条 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この協定による業務に係る個人情報を当該業務を処理する目的外に利用してはならない。

2 乙は、相談者の個人情報を目的外利用しようとする場合は、本人の同意を得るほか、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（複写等の禁止）

第7条 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この協定に基づく業務を遂行するために甲から提供された個人情報を記録した資料等を複写し、又は複製してはならない。

（事故発生時の報告）

第8条 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（協定の解除）

第9条 甲は、適切かつ的確な調査の上、乙がこの個人情報取扱事項に違反していると認めたときは、無条件に協定の解除をすることができるものとする。

千葉県松戸市「空き家の有効活用等に関する相談申込及び情報提供同意書」(5/5)

松戸市空き家の有効活用等に関する相談申込及び情報提供同意書

年 月 日

松戸市長様

次の空き家の相談をしたいので、申し込みます。

また、登録情報については、(一社)千葉県宅地建物取引業協会松戸支部相談員に情報を提供することに同意します。

申込者記入欄	〒	
	住所	
	(フリガナ).....	
	氏名	
	電話番号	携帯番号
FAX		e-mail

所有権関係	<input type="checkbox"/> 土地・家屋の所有者 <input type="checkbox"/> 建物の所有者 <input type="checkbox"/> その他()		
空き家の所在地	松戸市		
希望する相談内容	<input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> その他()		
空き家の状況	土地	土地面積	m ² (地目:宅地・雑種地)
	建物	種類	<input type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> その他() 階層数(階建て)
		構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> その他()
		建物面積	1階 m ² 2階 m ²
		間取り	(例:3LDKなど)
	建築年月日	昭和・平成 年 月 頃	
	その他	書類関係	<input type="checkbox"/> 建築確認書 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 契約書等 お持ちの書類 <input type="checkbox"/> その他()
現地相談派遣	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない		
現地相談希望日	第一希望日	月 日	時ごろ
	第二希望日	月 日	時ごろ
相談員に対する要望内容等			

- 申込をされた個人情報は本相談業務の目的以外には利用いたしません。
- 本人・親族以外で空き家の活用に関する相談をご希望の方は所有者の委任状も合わせてご持参または送信してください。
- 相談員が日時の打合せのため、電話連絡しますので、日中につながる電話番号をご記入ください。
- 希望日は申込日から7日以降でお願いします。祝日、年末年始など特定日は派遣しておりません。
- 日時が確定後のキャンセルは2日前までにご連絡ください。連絡がなく無断でキャンセルは、以後、相談をお受けできません。

登録番号		登録年月日	年 月 日	担当	
------	--	-------	-------	----	--